

寡婦控除制度の在り方について検討を求める意見書

令和2年度の税制改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われ、生計を一にする子を有するひとり親に対する控除については、男女の間で適用要件や控除額が統一されるなど、性別等による税制上の取扱いの差の解消が図られた。

しかし、改正後においても、合計所得金額が500万円以下で子以外の扶養親族を持つ死別・離別の場合や、扶養親族がいない死別の場合については、制度の創設趣旨等を踏まえ、対象者が女性である場合は寡婦控除として引き続き控除が適用される一方で、諸要件が同一であっても、対象者が男性である場合は控除が適用されないなど、性別等による取扱いの差は存置されたままとなっている。

寡婦控除は、生活上追加的経費を要する者に対して租税負担を減免する趣旨の配慮措置であることを踏まえれば、対象者の性別等にかかわらず、必要な人に行き届くようにすることが重要であり、多様な家族の在り方を支える観点からも、時代に即したより公平な制度となるよう、寡婦控除制度の在り方についてさらに検討すべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、性別による税制上の取扱いの差をはじめ、寡婦控除制度の在り方について検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月8日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		